

徳島県いじめ問題調査委員会議事録

- 1 日 時 平成29年8月1日(火) 13:30～15:00
2 会 場 県庁11階 審問室
3 出席者 委員 県
岡崎 啓子(敬称略、以下同じ) 相田 芳仁 監察局長
上地 大三郎 近藤 理恵 監察局次長
住谷 さつき 前田 茂 人権教育課いじめ問題等
中岡 泰子 対策室長
山下 一夫 藤本 真路 総務課長
ほか

(会議次第)

- 1 開 会
- 2 議 事
(1)「徳島県いじめの防止等のための基本的な方針」改定について
(2)意見交換
- 3 閉 会

(事務局)

それでは、ただ今から、第5回徳島県いじめ問題調査委員会を開会いたします。
はじめに、相田監察局長より御挨拶を申し上げます。

～開会挨拶～

それでは、これより議事に入ります。

これからの議事進行につきましては、会長をお願いいたします。

(会長)

それでは、議事(1)「徳島県いじめの防止等のための基本的な方針」改定について、
県教育委員会人権教育課いじめ問題等対策室から説明を頂きます。

(事務局)

～資料1の説明～

～資料2の説明～

(会長)

ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明に対して、どのようなことでも御
質問や御意見がございましたら、どうぞお願いします。

(A委員)

資料2の方針案について、まず、1ページ2段落目の「保持する目的として」とはどう
いう意味でしょうか。

また、7ページ(5)の「スクールカウンセラー」と「スクールソーシャルワーカー」
との違いを教えてください。

(事務局)

1 ページのところは、「保持することを目的に」にしたらしっくりいくのではという意見を頂いています。

2 点目の「スクールカウンセラー」と「スクールソーシャルワーカー」の違いは、「スクールカウンセラー」は、臨床心理士の方で、生徒自身の心の悩みを聞いてカウンセリングしていくのが役割です。「スクールソーシャルワーカー」は、社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者の方で、いわゆる環境を整え福祉の面から各機関との関係を調整していくという役割になります。

(会長)

実際、両者とも生徒、保護者、時にはいろいろな機関と面接するなど、重なるところが多いです。ざっくり言うと、臨床心理を背景に持っている人がスクールカウンセラーで、社会福祉を背景に持っている人がスクールソーシャルワーカーです。スクールカウンセラーは学校で生徒、保護者、先生に関わることが多く、スクールソーシャルワーカーは学校だけでなく、家や各関係機関に行くことになっています。しかし、なかには、スクールカウンセラーも家庭訪問をする人がいたり、スクールソーシャルワーカーも学校で生徒や保護者と面接をする人がいます。要は、お互い協力してやっていくことが大事です。

(A委員)

方針案を見ますと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをいろんな学校に配置を進めていこうというのが見えるのですが、現在の配置状況を教えてください。

(事務局)

スクールカウンセラーは今年度52名。そのうち49名の方は、主に中学校ですが拠点校に行っていて、周辺の小学校等を対象とするいわゆる連携型で、そのエリアを受け持っています。

残りの3名の方、県立学校、定時制を含む高校ですが、1日5時間、月20日、月曜日から金曜日まで勤務のスタイルのほか、徳島市の適応指導推進施設に勤務いただいています。それぞれ、「キャリアアドバイザー」と「いきいき未来サポーター」という名称ですが、その方たちが2名と1名配置で、計52名です。相談需要が増えているので、前年度より7名増加しております。

常勤であれば夏休みも学校にいて、三者面談ですとか、教員のカウンセリングの研修等にも関係していただいています。

(A委員)

拠点の学校から周辺に派遣する形で、小学校だと、だいたい何パーセントぐらいカバーできているのですか。

(事務局)

平成19年度にすべての公立小中学校にそういう形で、また、平成23年度には県立学校もすべて配置し、要請があれば派遣するという形も含めてですが、平成23年度までにはすべての学校にスクールカウンセラーが行っていただける環境ができております。

(会長)

実際、何か重大な事件が起きている時には、緊急ですけれど、集中的にスクールカウンセラーに行っていただくことをされていますね。

(A 委員)

弁護士のニーズはありますか。

(事務局)

本県では教育委員会でも調査部会を持っていますので、その中で弁護士の専門家の方にお世話になっています。文部科学省の方は「スクールロイヤー活用事業」という事業があり、今後様々な外部の専門家のお力を借りてということをお頭にしています。

(B 委員)

スクールカウンセラーが今 52 名というお話がありましたけれども、私が勤務しているところでも状況を見ていますと、中学校を拠点校として小学校も担当するというのではなく、中学校に 1 名、中学校区の複数小学校に 1 名ぐらいの人員がほしいと感じるのですが、その辺の状況はどうでしょうか。

(事務局)

年々拠点校は増えておりまして、今は拠点校が 78 校で、主に中学校、県立学校、特別支援学校という内容になっておりますが、規模の大きい小学校や相談の多い小学校もあります。ただ、これは財政的なこともあって、十分御期待に沿える状況になるかどうかはわかりませんが、拠点校を増やしていくという方向にはあります。

(B 委員)

よろしくをお願いします。

(会長)

理想はもちろん手厚く人員配置していただきたいけれど、財政的な問題があります。そこで、一例として、大学院で臨床心理学を学んでいる院生たちにサポート要員として学校に入ってもらっている場合もあります。そういうマンパワーを活用している取組もあります。

(C 委員)

スクールカウンセラーはどのようなトレーニングをしたらなれるのですか。

(会長)

スクールカウンセラーは臨床心理士と精神科医です。臨床心理士は大学院で養成しており、修了後資格試験を受けます。公認心理師が国家資格となりますが、どこまで学校で実習を積むのか、まだこれから検討していくようです。

(C 委員)

スクールカウンセラーになりたい臨床心理士さんはたくさんいます。臨床心理士の中でも、どういう能力を持っていたら、スクールカウンセラーになれるのかなと思っていて。臨床心理士は、今のところは国家資格ではないので、学会が認定するとなっているので、

子どもの問題に関して特に勉強や研究をした人がなっているのか、それとも、どういうシステムでトレーニングをして、スクールカウンセラーになるのかがよくわからないのですが。

(会長)

鳴門教育大学の場合、臨床心理士の資格を取るための修了要件は60単位となっています。30単位で大学院を修了できますが、講義や演習以外に、病院の実習をきちんとしてもらわないといけない。それから学校の実習、福祉関係の実習、この3本柱をきちんと学んでもらわないといけない。しかし、正直言って、はいこれで完成した、と言うわけではありません。資格には、責任が要求されます。臨床心理士になったから、もうバリバリ大丈夫というのではなく、ずっと学び続けてもらわないといけません。

資格を取って勤めだしても、ずっと勉強してもらわないといけなし、そういう人を養成しているつもりです。

(事務局)

徳島県の場合、スクールカウンセラーは、ホームページで公募させていただいていて、この年度初めに8名ほど募集しました。

(C委員)

徳島の場合、鳴門教育大、徳島大、徳島文理大が大学院を持っていて、結構卒業する臨床心理士さんがいらっしゃいます。臨床心理士は非常に合格率が低くて、なかなかないので、そこの勉強をただけでもかなりのトレーニングになると思うのですが、それはジェネラルな心理士としてのトレーニングだと思います。やはり、学校の問題であるとか、いじめの問題であるとかに詳しい人がきちんと配置されているようなトレーニングのシステムはあるのかなと思ってお伺いしました。

(会長)

これで完璧ですとまでは言えませんが、トレーニングはしております、スクールカウンセラーになってからも、県教育委員会と協力して研修会をやっています。臨床心理士による研修会もあり、スクールカウンセラーになってからも、出席するように勧めています。

(C委員)

私は、昔からスクールカウンセラーは狭き門と聞いていたので、やはり大変な問題のときにスクールカウンセラーにみんなが頼ったりするからには、それなりのスキルがある方なんだろうと思うのですが、それがどんな風なシステムで配置されているのかがわからなかったので、お聞きしました。

(事務局)

臨床心理士学会の方でも2か月に1回研修をされたり、教育委員会でも年に2回研修をしたりしています。キャリアの方は、教員を退職されて、在職中にカウンセラーの資格を取られている方もいたりそこは様々ですが、新しい課題も出てまいりますので、情報交換をされてスキルアップが図られています。

(C委員)

そうですね。新しい課題が出てきますよね。

適切な方を適切な場所に配置できるという体制について、スクールカウンセラーがいるから大丈夫とか、スクールカウンセラーに言えば何とかしてくれるとか、ちゃんとしてくれるのかなというところが、ちょっと個人差があったり経験の差があったりすると思うので、その辺がよくわからないところです。

(会長)

その辺、雇う側もチェックし、校長先生なりコーディネーターがうまく活用しています。そして、スクールカウンセラーに対して、学校は話し合いを密にしますし、どうしても困るといふとき、遠慮なく注意します。徳島はそういうシステムができています。

(C委員)

医療に関することでは、本当のうつ病と適応障害の区別が非常に難しい訳で、例えば、いじめがきっかけで、うつ病を発症した子は、いじめがなくなっても、その病気になってしまったきっかけがいじめなので、対応の仕方が全く違うんですよね。

適応障害の場合は、ストレスがあつてなるので、ストレスがなくなれば、時間とともに治っていきます。でも、元気がないし、学校にも来ないし、集中力もないし、すごく楽しみもないと言つて来ます。そこで医療に関して、うつ病の重症患者さんを見た経験が全くない方でも困るし、また、学校の現場での先生のやり方を知らない人でも困るので、いろんなところで、いろんなことを経験した方がなるべきかなと思います。

よく専門職がいるから大丈夫だと見られがちで、先生がいるから大丈夫だとか、医者がいるから、弁護士がいるから大丈夫だとか、資格を持っている人に丸投げするところもあります。適性とか能力を常に評価したり、いろんな人でチェックするのは徳島県はできているのかなと思います。

(会長)

先ほど、システムのようなものができていると言いましたが、教育相談コーディネーター、これが徳島はまだ弱いです。

高知県はスクールカウンセラーがかつては非常に少なく、実は、徳島の大学教員や臨床心理士が高知に行って支援していました。でもいつの間にか、高知は学校の教育相談体制が急激に充実してきた。なぜかという、教育相談コーディネーター、名称は違ったかもしれませんが要はスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの窓口役となる教員を、各学校で明確にしています。そして、年に2回程研修会を、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと一緒に受けてもらうことにより、レベルアップを図っています。

この教育相談コーディネーターを、決して教育相談だけをする教員と狭く考えるのではなく、もう一段階広い意味での生徒指導や特別支援などの調整役もする教員と考えています。

(D委員)

9 ページ (2) の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」のところですが、教育相談コーディネーターのお話が出ましたが、②の最後のところに、「これに加え、個々のいじめ防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を加える。」とあ

り、これが教育相談コーディネーターと読み取りました。

8 ページの6 (1) ②には「学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として」対応するとあり、そうなれば、学校全体のことをきちんとわかっていて、学校内の連絡調整ができるコーディネーターの役割、キーパーソンになるような方が必要になると思います。あえてここに「教育相談コーディネーター」という名称を入れなかったのは、徳島県は独自の名称を考えられているのか。いずれにしても、そういう役割を担う人が、しっかり校内で機能していけるようなことを入れていただくといいと思いました。

県の実施する施策のところは、しっかりと教育相談コーディネーターの指名・配置と書かれているので、もう少し文言を入れてもいいと思いました。

もちろん一人でなくて、いろんな専門家がチームで役割を担うなど、いろんなやり方があると思いますけれども、ぜひ強化していただきたらと思います。

(A 委員)

学校に関する組織の話になりますと、他県の事例では作った方がいいが機能しない、たぶんそれはそこに特有の話ではなくて、全国的にそうじゃないのかなと感じるんですが、徳島なんかもとりあえず作りましたというのではダメだと思うんですよね。

どういう取組をさせるかというところで、そこは今回いろいろ書き込んでいただいたのですが、個々の学校で本当にできるのだろうかという心配もありますね。相当やらないと、いじめというのは、どうしても後ろ向きな発想でとらえがちなので、その辺をいろいろ書いていただいたのですが、例えばマニュアルという話もあるのですが、まあ、具体的な事例がないと学校としても動きづらいと思いました。

(事務局)

これは県の基本方針の改定なんですけれども、市町村、それから学校の基本方針も同時に3年前にできておりますので、今回も、国の改定がありましたので、国、県、市町村の作成を年度内に迅速にお願いするというようにしております。

その中で、実効力のあるものというところで、前回も年間計画で、こういうスケジュールでいじめ防止を行っていきますという計画を作っていただいています。それをより具体的に「いじめ防止プログラム」という言葉が、国の方針の中でも出てきておりますので、誰が、どういう目的で研修会なり行事を行って、どういう部分のいじめの未然防止であるとか、子どもたちの自尊感情を高めるとか、そういった計画を作成してより共有しやすいものにしていただけることをお願いする予定です。

(A 委員)

例えば、学校の担当者を一堂に集めて、こういうことをやっていますとか、情報共有を図る等は今まであったのでしょうか。

(事務局)

学校組織の中で、いじめ防止となりますと、生徒指導主事が中心となります。その役職の者には、年度初めに、いじめも含めて、それぞれの研修によって様々ではありますが、スクールソーシャルワーカーの研修を受けたり、あるいはスクールカウンセラーのお話を聞いたり、担当からいじめ防止の話の聞いたりしております。また、既に国の基本方針の改定版も出ておりましたので、しっかり職員会議や研修会を開いて、もう一度いじめへの対応を見直しながら、基本方針を改定していただけるような研修の機会を設け、毎年行っ

ております。

(A委員)

お話を聞くだけでなく、担当者に発表してもらって、単に組織を作るだけでなく組織を作ってこういうことをやっていますということを担当者に発表してもらい、それを共有できれば参考になるかなと思いました。

(会長)

C委員が言われましたように、ついスクールカウンセラーにお任せになっちゃう危険があるので、そうでなくて学校の教師が活用するんだという意識を持ってもらうためにも、単に座学で聞くのではなくて、自分のところでこういうことをしましたよとか、そんな発表があれば参考になりますね。

(A委員)

架空の事例を作ってみて、こういう場合はみなさんどうしますかとか、ロールプレイをするなどそういうのもやってみるとよいと思います。

(C委員)

これを全部読ませていただいて、基本的な方針としては、きめ細かくきちんとした形になってきていると思うんですけど、基本方針に書くことではないとは思いますが、具体的に起こったときに誰がどう動くまでのことは各学校がそれぞれの判断でマニュアルを作るということになると思うんです。そのマニュアルに関して間違っているとか合っているとか、いじめが実際起こってしまったとき、そういう判断を誰がどうするのか。

いじめを受けている子とその保護者が一番怖いのは、これを学校に言うことによって、よりひどい目にあうということです。だから、一年経ったら卒業だからとか言って我慢したり、いわゆる自己防衛措置でもって乗り切るというのもあると思うんです。

ですから、もし起きたときに先生が何をしてくれるのか、スクールカウンセラーの先生が何をしてくれるのか。いじめを受けている子どもが一番怖いのは、逆恨みされることなんですよね。それは大丈夫なのか。また、いじめた側もきちんとフォローしてくれるのか。

具体的に子どもとか保護者に伝わらないと、なかなか早期発見と言っても黙っているし、解消したことを3か月でと言っても、それで終わりではなく、その後に重大な報復が待っている場合があります。徳島の場合、今のところ重大事態は起きていないけれども、地震とか災害と同じでいつ起こるかわからない。地震ならそのときどこに逃げるとかが決まっています。

でも、いじめの場合、担任の先生が頼りにならない場合は誰に言えばいいのか。例えば担任の先生に「いじめられている」と言ったら、「その子を連れて来い」と言われて、「お前、いじめたんだろ」とか言っちゃう人がもしいたら大変なことになります。先生が何をしてくれるかという対応により更なる不利益を被ることがあるので、各校で作るマニュアルとかがきちんと対応できるようになっている必要があります。

(事務局)

学校でのいじめ防止基本方針の中には、いくつか学校での重大事態を想定しています。平成24年に「いじめから子どもたちを守りぬくために」という冊子を作り示しているところですが、被害者側の対応や加害者側の対応なども具体的にホームページに上げ

たり、年度初めに児童生徒に説明したり、外からも見える形でより詳しくし、学校の対応力を上げていけるような取組をしてまいりたいと考えているところです。

(C委員)

いつも思うんですけど、先生がベテランでしっかりしているクラスにははじめは起きない気がします。例えば、経験の少ない先生に事例をシミュレーションし集団として動くトレーニングなどをして準備しておくことが大事なかなと思います。

(会長)

ほかに何か感想でも結構ですがございませんか。

(B委員)

実際に小さなケースでも一つ一つまとめていくということを各学校がされているのでしょうか。そうすると、振り返ることにもなりますし。

(C委員)

いったん重大事態が発生すると、アンケートの集計に数か月かかるケースもあるようです。なぜこのように時間がかかっているかという、筆跡で個人が特定されるといけないからタイピングしています。今なら、アンケートをネットでやれるでしょう。小学生は無理かもしれないけれども、高校生であればスマートフォンを使わせてデータを集めたらさっと集計できるでしょう。もし、徳島県で重大事態が起きたときに鉛筆で書かせた膨大なアンケートをいちいちタイピングするのかなど、いろいろな疑問が出てきます。そういったことを地震とか災害と同じで起きてからでは遅いので、起きる前に決めておくことが多数あると思います。

それから、加害生徒の心のケアはどうなるのかなとも思います。こんな大変なことになるとは思わずにやったのかもしれない。しかし、自分のせいで人が死んでしまったということが現実にある訳です。加害者としてその地域で特定されネット上に顔や名前が出ることもある訳です。そういうことが新たないじめを生む可能性があります。そういった場合にどう対処するのかなど、あらかじめ決まったものはあるのかなと思います。

もちろんいじめの気持ちがなくなることが一番大事なんですけれども、それは理想的なことで、個々の事案に対して間違っていたこととか、ここはこうしておいた方がよかったということとか、過去の事例をピックアップし次に活かすための具体的な検討が必要ではないかと思います。

(事務局)

事例研究は研修の中でも明記してまいりたいと思います。いじめの認知件数は増えておりますので、こちらも報告を頂いているところはしっかり記録をして各校ともしっかり対応しているところです。アンケートについてはネットを利用してというところは少ないと思いますが、年に3回と回数を決め慎重に行っていると思います。誰かというのを特定されるようにして、積極的また迅速に対応しております。

(A委員)

いじめの解消には、現象として治まっているだけで根本が解決されたかどうかという問題があります。いじめは加害者、被害者、観衆、傍観者の関係がある訳で、最終的にはい

じめを生み出す構造というものの自体を解決しなければならない。そういうものを生み出す学校の背景の部分まで踏み込む必要があります。

(会長)

資料2、11ページ⑨の「特に配慮が必要な児童生徒」というところに入れた方がよいものの例を四つほど出されております。これ以外にも入れた方がよいのか、ここですべて決まる訳ではありませんが、例示していただいた上での皆さんの御意見はいかがでしょうか。

(事務局)

「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」の3ページに白丸が四つあります。ここでは一つずつ相当詳しく書かれておりますので、これをまとめたいと考えております。そこで、それぞれの1行目からピックアップし、「発達障がいを含む、障がいのある児童生徒にかかわるいじめ」、「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒」、「性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒」、「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒」の4項目になります。

(C委員)

方針に入れるかどうかの話でないかもしれませんが、性同一性障がい先生方に正しく認識されているのかという問題があります。というのも、先日大学で1年生を対象に性同一性障がいについての講義を行いました。その際授業の前と後で学生に質問したり、授業の後にアンケートを行うとほとんどの学生が正しく理解していないんです。LGBTとGIDの区別がついていなかったり全く曖昧なんです。また、学生の感想としては「びっくりした」とか「そういうものとは知らなかった」と書いてありました。学生が最も間違っただ知識を持っているのが性同一性障がいについてです。発達障がいについても同じことが言えます。ですから大学で講義を受けていなければ、これらについて知る機会がないまま教師になってしまいます。いつ知る機会があるのかな、必修になっていないのかなと感じます。

「性同一性障がい」や「発達障がい」についてここに書くことで、これは気をつけてあげなければならないんだなと意識してもらうことはよいけれども、「帰国した児童生徒」や「震災の被害者」に対する理解と同じレベルでよいのだろうかとの心配があります。

(A委員)

ここに書くことがいいような反面、その人が特殊とか特別な存在になってしまって、あたかもこの人たちの方に原因があるのではないかと思われるのはまずいと思います。人はいろいろな違いがあるけれども皆平等だといったところが根本にあるのであって、ここであまり書きすぎるとそういう目で見はしないかと逆の意味で心配してしまいます。

(C委員)

先生がこれを見て、先生自身が偏見を持ってはいけないんだなと気づくという意味では役立つかもしれないと思います。障がいがあることや生活環境などの側に何か責任があるということは一切ないので、むしろそういう人に対してはもっと理解をしてもらえるように教育をしていくことが大事かもしれません。

(B 委員)

具体的に記載されることにより先生がこれを見て、特に配慮が必要な児童生徒であるとわかりやすいという意味ではよいと思います。

(D 委員)

基本の方針にどこまで盛り込んでいくかというところは課題ですが、どこかにはしっかり具体的な内容の記述が必要だと思います。

(会長)

これらが大事なポイントであることで委員の意見は一致しておりますので、参考にしていただければと思います。

(事務局)

今後の審議会に諮ってまいります。

(会長)

ほかに御意見はありませんか。

ないようですので、基本方針についてはここまでとしたいと思います。次に、私からは8月8日の「いじめを考える」について御案内します。前回会議でもお知らせしたとおり、国の基本方針の見直しに携わった義家文部科学副大臣と、いじめ防止対策協議会座長の森田洋司鳴門教育大学特任教授を招いて開催いたします。

それでは次に、岡崎委員から「藍住町の予防教育」について御説明をお願いします。

(岡崎委員)

今年度初めに先生方も学校が変わられたりしているので、予防教育について藍住町の取組を共通理解していただくため、春休み中の新学期が始まる前に各学校を訪問し説明をさせていただきました。

そして、その結果各学校でどのようなプログラムで実施するかが決まっております。各学校の進み具合はいろいろなんですけれども、実施時間数も学校により異なっております。それぞれ年間計画を作成し行事予定に組み込むなどし実施しているところです。

また、5月24日には宮城県議会が予防教育授業視察のため藍住西小学校を訪問されました。宮城県議会では「子どものいじめ防止」を最重要テーマの一つとしております。今年4月に仙台市の中学生がいじめ被害を訴え自殺したことも問題となっています。全国でも町を挙げて予防教育を実施している町は藍住町だけということで、視察に来ていただいたところです。

(会長)

それでは、以上をもちまして本日の議事を終了させていただきます。本日も活発な御意見を頂きありがとうございました。